事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」(以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。)に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつＣＯＲＩＮＳ登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

⑹　「工事中の環境維持に関する施工計画」、「電線共同溝における品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「電線共同溝における生産性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次の１）～４）に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、請負代金が4,500万円未満の工事は専任の義務を要しない。(建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合)

本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

なお、本工事において入札期限までに申請できる配置予定技術者は１名とする。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照)

３）平成23年４月１日以降、申請書提出期限日（以下「審査基準日」という。)までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の経験を有する者であること。又は、平成23年４月１日以降、審査基準日までに元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記⑸の同種工事の施工実績を有していること。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成23年４月１日以降、審査基準日までに上記⑸に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成23年４月１日以降、審査基準日までに完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㋐　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事

なお、平成23年４月１日以降、審査基準日までに産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号)第２条第１号に規定する休業)、介護休業（同条第２号に規定する休業)(以下「産休育休等」という。)を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号）の配置は認めない。

６）配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。なお、専任補助者は、上記１）～４）に掲げる基準を満たすこと。

また、本工事において入札期限までに申請できる専任補助者は１名とする。

⑻　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。)、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画)とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書(添付図面等を含む。)の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画)(加算点)

①　工事中の環境維持に関する施工計画

本工事は、工事沿線に住宅や企業が立地している中で長期間の夜間交通規制をしながら行っていくことから、沿道環境への配慮が必要であるため、「工事中の環境維持に関する施工計画」を評価項目とする。

○電線共同溝を施工する沿線は、住宅、企業の建物があり、管路や特殊部の床堀を行う際には、騒音振動が生じることから、周辺環境への影響が想定されるため、騒音振動抑制に十分留意する必要がある。

○電線共同溝工事の施工は夜間の片側交互通行規制となるが、沿線には住宅や企業も立地していることやＤＩＤ地区にも指定されていることから、周辺環境への影響が想定されるため、交通規制時の安全管理に十分留意する必要がある。

②　電線共同溝における品質・耐久性向上に関する施工計画　電線共同溝は、管路部とマンホール構造の特殊部で構成し、本工事の切削オーバーレイにより、車道・歩道舗装下に設置することから設置後の維持管理は制約がある構造であり、所要の品質が確保されるように適切に施工する必要があるため、「電線共同溝における品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○特殊部（マンホール内)の浸水は、ケーブルへの影響及び維持管理において支障があるため、特殊部内への防水処理に十分留意する必要がある。